

諮問庁：人事院総裁

諮問日：令和元年6月10日（令和元年（行情）諮問第71号）

答申日：令和2年3月19日（令和元年度（行情）答申第624号）

事件名：特定年度に作成された機構及び定員の要求に関する文書（確定した方針等に係る文書でないもの）の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書2ないし文書10（以下、順に「文書2」ないし「文書10」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月20日付け事総-78により人事院事務総長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求をする。

2 審査請求の理由

一連の作業プロセスや決定事項の重要性、金額的な大きさを考えると、人事院から案内があった文書以外にも、文書が存在すると考えられる。仮に文書が存在しない場合、業務に支障が生じるだけではなく、決定金額の妥当性、費用対効果など、様々な検証が出来なくなる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求までの経緯

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年11月19日受付行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）で別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）を対象文書として開示請求を行った。また、審査請求人からは、同月20日に収入印紙が納付された。
- (2) 上記開示請求書を受理した人事院事務総局総務課広報室（現：人事院事務総局公文書監理室）情報公開グループ（以下「情報公開担当」という。）は、同課総務班に対して速やかに開示請求書の写しを送付し、開示請求の対象となる文書の探索を依頼した。
- (3) 処分庁は、本件開示請求について、開示請求に係る文書の特定に時間を要すると判断したため、平成30年12月19日付けで開示決定等の期限の延長を行い、審査請求人にその旨通知した。
- (4) その後、処分庁では、執務室及び書庫等文書の保管が想定される全て

の場所において対象文書の探索を行い、その結果、開示請求の対象文書と考えられる10文書を特定し、審査請求人に対し、平成30年12月28日付け及び同31年1月23日付けで特定した10文書についての情報の提供を行うとともに、併せて手数料追納の求補正の文書（以下「求補正書1」及び「求補正書2」という。）（資料1及び資料2（省略））を送付したが、期限までに審査請求人からの補正がなされなかった。また、審査請求人からは、同年2月11日付けFAX（資料3（省略））にて「別紙（請求文書の名称等）をつけていただいておりますが、200円の印紙のみ送付している開示請求は「番号1」のみの開示決定をお願いします。」「事務総局以外の部局でも同様をお願いします。」との回答があったことから、法9条2項の規定に基づき、開示請求手数料未納分の9文書について不開示決定を行い、行政文書不開示決定通知書を審査請求人に送付した。

2 原処分理由

処分庁は、本開示請求においては、審査請求人からの開示請求書に記載されている内容に従って該当する文書の探索を行い、その結果、上記1（4）のとおり本件開示請求の対象と考えられる文書を特定し、審査請求人に対し求補正書1及び求補正書2による情報の提供を行ったところ、審査請求人より対象文書等の内容に係る意見の提出がなされず、開示請求手数料の追納を行わない旨の回答があったため、法9条2項に基づき、開示の対象となる文書のうち開示請求手数料未納分の9文書の不開示決定を行ったものである。

3 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨

上記第2の2のとおり。

4 諮問庁による検討

（1）原処分についての検討

処分庁は、本件開示請求を受けて執務室及び書庫等の文書の保管が想定される全ての場所において対象文書の探索を行い、その結果、本件開示請求の対象と考えられる10文書を特定し、審査請求人に対し求補正の文書により情報提供を行ったところ、審査請求人より対象文書等の内容に係る意見提出がなされず、開示請求手数料の追納を行わない旨の回答があったため、手数料未納分について不開示決定を行ったものである。この点について手続上の不備はないものと考えられる。また、諮問庁は、審査請求を受けて、再度処分庁に対して対象文書の有無を確認させたところ、処分庁においては、本件開示請求の対象として審査請求人に示した文書以外に対象となり得る文書がないことが改めて確認されている。

（2）審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分について、上記第2の2のとおり主張するが、

処分庁は開示請求の対象となる文書を探索した結果、該当する文書を特定し、当該文書について審査請求人に対し書面で情報提供を行ったものであり、適切と思われる探索方法により処分庁が特定した文書について、その内容等の詳細を確認することなく行われた審査請求人の主張は妥当なものとはいえない。

以上のとおり、処分庁が本件開示請求について、不開示決定としたことについては理由があり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年2月21日 審議
- ④ 同年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に対し、開示請求に必要な手数料の追納を求めたものの納付されなかったことから、本件対象文書を開示請求手数料の未納（形式上の不備）のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、人事院から案内があった文書以外にも文書が存在するなど主張し、審査請求をして、原処分の取消しを求めているものと解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 求補正の経緯等について

本件開示請求に係る求補正の経緯等について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定に至る過程が記録された文書のうち、確定した方針等に係る行政文書ではない文書であり、平成30年度に人事院事務総局総務課、企画法制課、人事課、会計課及び国際課（以下「総務課等」という。）で作成又は取得した文書である。

イ 本件開示請求を受け、総務課等において探索を行ったところ、別紙の2に掲げる10文書の存在を確認し、本件請求文書に該当する文書と判断した。

ウ 処分庁は、審査請求人に対し、求補正書1をもって、上記イにおいて確認した10文書の文書名を提示し、当該文書全てを開示請求する

場合、9文書分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付するよう求めるとともに、平成31年1月18日までに追納されない場合は、納付済みの開示請求手数料を、当該文書のうち、別紙の2に掲げる文書1（以下「文書1」という。）の分として充当する旨を連絡した。また、求補正書1の内容に意見がある場合には、上記追納期日までに連絡するよう求めた。

- エ しかしながら、審査請求人から回答がなされなかったため、処分庁は再度、上記ウと同様の追納を平成31年2月8日までにを行うよう求める旨の求補正書2を審査請求人に送付した。その際、求補正書2の内容に意見がある場合には、上記追納期日までに連絡するよう求めた。
- オ 上記エの求補正書2に対し、審査請求人から送付された平成31年2月11日付け送信の「行政文書開示請求について」と題するFAXには、手数料については、現時点で、私（審査請求人）から処分庁へ送付済みの印紙のみで開示をお願いする旨及びこれまでの処分庁からつけていただいている別紙（請求文書の名称等）に記載の「番号1」（文書1を指す。）のみの開示決定をお願いする旨の回答があった。
- カ 以上を踏まえ、処分庁は、平成31年2月20日付けで審査請求人が開示を求めた文書1について開示決定を行うとともに、文書2ないし文書10（本件対象文書）を開示請求手数料未納により不開示とした決定（原処分）を行った。

（2）検討

- ア 諮問庁の上記（1）ア及びイの本件請求文書に該当する文書についての説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。
- また、探索の範囲等については、上記第3の1（4）及び4（1）のとおりであり、その探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。
- イ 上記アを踏まえると、本件請求文書に該当する文書は、総務課等において、文書1ないし文書10以外に存在するとは認められない。
- ウ 本件開示請求について処分庁が行った求補正等の手続について、理由説明書に添付された資料1ないし資料3によれば、おおむね上記（1）ウないしオのとおりであると認められ、諮問庁の上記第3の1（4）及び4の説明は首肯でき、本件開示請求について処分庁が行った求補正等の手続が不十分であるとはいえない。
- エ そうすると、上記（1）カのとおり処分庁が原処分を行ったことについて、不適切な点があったとは認められない。
- オ したがって、本件開示請求について、本件対象文書につき、開示請求手数料の不足という形式上の不備があると認められることから、原

処分を行ったことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 本件請求文書

機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書のうち、確定した方針等に係る行政文書ではない文書。確定した方針等に係る行政文書ではない文書には、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書であって、検討や内容確認等の過程で随時内容が更新される行政文書が含まれます。平成30年度に人事院事務総局の官房部局（総務課，企画法制課，人事課，会計課及び国際課）で作成又は取得されたものに限定する。

2 本件請求文書に該当する文書（文書2ないし文書10は本件対象文書）

- 文書1 平成31年度組織・定員要求について（総務課）
- 文書2 組織機構の新旧対照表（総務課）
- 文書3 平成31年度組織・定員要求について（人事課）
- 文書4 増員・振替要求の概要（人事課）
- 文書5 組織機構の新旧対照表（人事課）
- 文書6 増員・振替要求の概要（会計課・歳入・歳出係長）
- 文書7 増員・振替要求の概要（会計課・経理監査官）
- 文書8 組織機構の新旧対照表（会計課）
- 文書9 増員・振替要求の概要（国際課）
- 文書10 組織機構の新旧対照表（国際課）